

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十三年一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十二年九月十七日奈良県指令建第八六一三四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十三年一月二十日建第七四七〇号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市高山町一三六番地ノ八の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府門真市打越町三一番二四号

奥村栄一

一 許可番号

平成二十二年十二月十日奈良県指令建第八六一七九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十三年一月二十日建第七四七一号

三 開発区域に含まれる地域

宇陀市榛原区篠楽元篠野八二番地ノ一、二五一番地ノ一及び三四八番地並びに篠楽

元極楽寺九四番地ノ一及び三〇九番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブーンイレブン・ジャパン 代表取締役 井阪隆一

一 許可番号

平成二十二年九月二十二日奈良県指令建第八六一五五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十三年一月二十一日建第七四七二号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十三年一月二十一日建第四五八八号

三 開発区域に含まれる地域

檀原市小綱町三三番地ノ二、三四番地ノ一、三四番地ノ二の一部、三五番地ノ二の
一部、三五番地ノ三、三五番地ノ四及び三六番地ノ二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉野郡大淀町大字桧垣本一三六八番地ノ一

株式会社ファースト・アドバンテージ 代表取締役 森下秀城

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 檀原市小綱町三三番地ノ二、三四番地ノ一、三四番地ノ二、三五番地ノ二、
三五番地ノ三及び三六番地ノ二の各一部

下水道 檀原市小綱町三三番地ノ二、三四番地ノ一、三五番地ノ二及び三五番地ノ
三の各一部